

特定適格消費者団体の  
認定・監督に関する指針等検討会  
第12回議事録

消費者庁消費者制度課

# 第12回特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会 議事次第

日 時：平成27年3月2日（木）14:00～16:00

場 所：消費者委員会大会議室

1．開 会

2．取りまとめ

3．その他

4．閉 会

升田座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第12回「特定適格消費者団体の認定・監督に関する指針等検討会」を開催いたします。

なお、本日は、御出席の予定でありました和田委員が交通の都合により急遽欠席されることになりました。

では、議題に入ります前に、本日の配付資料につきまして消費者庁から御説明をお願いいたします。

加納課長 おはようございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

資料ですが、まず資料1は、本検討会の報告書案としまして、前回いただいた御意見を踏まえて作成したものであります。資料2が「検討事項及び今後の進め方」、これはいつもお配りしているものであります。

机上の事実上の配付物としまして、一つは、先ほどの資料1の報告書案について、前回からの修正履歴を付けた形でお配りしておりますので、参考にさせていただければと思います。次に、適格消費者団体から連名の意見書ということで平成27年2月27日付けでいただいておりますので、これも机上の事実上の配付物ということで配付をさせていただいております。さらに、報酬・費用につきましていろいろと御意見を頂戴しておりますので、消費者庁の方で補足説明資料ということで一枚紙を用意させていただいております。最後に、御欠席の和田委員から御質問事項ということで一枚のペーパーをいただいているということでございます。

資料は以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。本日の検討会は、御承知のとおり、取りまとめということで開催したいと思います。前回の検討会の議論を踏まえまして報告書案を議題といたしたいと思います。順次議題としてまいりたいと思いますので、まず、第1及び第2につきまして、変更点を中心に御説明をお願いいたします。

小田専門官 資料の第1、第2の変更点について御説明させていただきます。

まず、第1の2ページの「はじめに」の部分ですが、中段あたりのところで特定適格消費者団体、適格消費者団体の性格について書き添えさせていただいております。

そして、第2に移っていただきまして、1の「不当な目的のみだりに」というところなのですが、前回、重要な条文については条文の趣旨を書いてはどうかという御指摘がありましたので、第75条第2項について条文の趣旨を加筆させていただいております。

そして、「不当な目的のみだりに」の具体例について(1)のところを若干修正させていただきました。前回の検討会で、自己の利益を図る場合が記載されていないという御指摘がありましたので、の中で「自己若しくは」と加筆させていただきました。そして、前回の検討会までの資料で、「競合他社に対して嫌がらせのために」となっているところでしたけれども、競合他社でなくても嫌がらせのために訴

えを提起することはそもそも濫訴ではないかというところがありました。そうすると、前回では になっていた嫌がらせのためにということと、 の特定の事業者の評判や社会的信用を低下させる目的で共通義務確認の訴えを提起する場合、これは両方とも要するに嫌がらせではないかということになりましたので、 の後半部分と を合体する形で整理させていただいているところになります。

続きまして、4 ページへ飛んでいただいて、2 の「特定適格消費者団体間の連携」のところになります。ここについても、前回、事実関係に関する情報の共有が団体間の連携としてあるのではないかという御指摘がありましたので、それを加筆させていただきました。あとは、 については、前回の検討会の案では 及び で分けて書いていたところ、実際一つの項目だろうということで一緒にさせていただいているという形になります。

以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明のありました点につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。大高委員、どうぞ。

大高委員 まず、第2の1の冒頭部分に法の趣旨を書いていただくということは全く異存ありませんけれども、「事業者の経済活動を萎縮させることがないように」と書いてある点については、細かい話をするようですが、不当な経済活動についてはむしろ萎縮していただかないといけないということになりますので、正確には、「事業者の適切な事業活動を萎縮させることのないように」、又は「事業の経済活動を不当に萎縮させることのないように」というふうに修正すべきではないでしょうか。

それから、考慮要素として、事業者が被害回復のための措置を講じている場合を要素として入れていただいておりますけれども、これを入れるのであれば、その措置の具体的な内容についても考慮要素となることを明記すべきではないかと思えます。というのは、明らかに不十分な措置でありますとか、まさしく形だけ、ポーズだけやっているとかにすぎない場合であれば、そういった場合には団体の訴えが不当になるというのは適切でないからであります。

それから、第2の1の(1)の で、従前は「特定の事業者を利するために」という文言に「自己若しくは」というのが追加されたというふうに理解しておりますけれども、団体はこの制度によって報酬を得ることができるという仕組みになっておりますので、団体がこの制度で報酬を得ることができるということだけでは自己の利益を図ることはないということについてだけ、一応念のため確認をしておきたいと思っています。そういう趣旨だと理解していますが、その点はいかがでしょうか。以上です。

小田専門官 最後の点ですが、当然、報酬を得られることのみをもって、それだけで直ちに自己の利益を図るというふうではないかと思っております。

升田座長 そのほかがいかがでしょうか。澤委員、どうぞ。

澤委員 お取りまとめ、どうもありがとうございました。第1の「はじめに」の部分で、前回は申し上げたことで恐縮なのですが、この団体が公正公平に手続を進めるということは冒頭に書いていただいた方がいいのではないか。全体を通してそういう理念の下にこのガイドラインを作っていたかと思っております。例えば、「専門的な知識経験を活かして」という文章を挿入していただきましたけれども、その後、「この手続を遂行するには公正、公平に、かつ、透明性を持った形で運用する」と書いていただいております。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。消費者庁で何か御発言ございますか。よろしいですか。それでは、続きまして、資料1の第3の御説明をお願いいたします。

小田専門官 第3のところになります、(3)の業務委託のところを修正させていただきました。書いてある内容はそこまで変更はないところなのですが、まず、被害回復関係業務を遂行するに際して考えられる業務委託というものを列挙しまして、業務委託の中でも事務的な業務以外の業務を第三者に委託する場合には特定適格消費者団体が適切にその委託先を管理できる必要があるため、以下のとおりとすることが必要ではないかと考えております。

まず、として、これは従前の資料から、特定適格消費者団体と委託先との契約においてどういうふうに記述するかということになります。前回までの資料にはありませんでしたが、委託先は特定適格消費者団体の方針に従って業務を遂行しなければならないこと、これを加筆させていただきます。これについては、従前の議論では当然の前提になっていたかというふうに思っております。当然の前提だけでも、一応取りまとめに際してはきちんと明記しておこうということで、ここの部分を加筆しております。委託先の定期的な報告、団体の求めに応じた報告、不適正な場合については是正権限、解除権限があるということは、従前の資料のとおりかと思っております。

の委託に要する費用ですが、それが適正であることを確認できるよう、委託先から詳細な開示を受ける必要がある。ここまでは前回と同じですが、前回の検討会では弁護士費用についての議論がありましたので、「弁護士に要する費用は、氏名、支払った報酬の額、当該弁護士の行った業務が明らかになる必要がある」と加筆させていただきます。

そして、についてですが、業務委託する場合、前回までは業務委託のときには理事会の専決事項にしております。そのときに、どこまでの業務委託が理事会の専決事項になるのか明らかでなければならないという御指摘がありましたので、消費者庁の方で考えまして、弁護士に対する委託を理事会の専決事項とする形で整理させていただいております。

の「そして」以下ですけれども、「個々の委託先との関係が上記の条件を満たしていたとしても、法が特定適格消費者団体に限って被害回復関係業務を遂行する

ことを認めた趣旨からすると、被害回復関係業務の大半を第三者に委託するような業務委託は許されない」と整理させていただきました。

第3の3の「理事会の専決事項」ですが、前回までの検討会の資料では、授権拒絶とか契約解除について理事会の専決事項とさせていただいておりましたが、そこについて緊急やむを得ない場合についてはどうするのだという御指摘がありましたので、消費者庁の方で考えました。そもそも、授権拒絶とか契約解除する場合については、そういうのはあらかじめ業務規程に定めておいた方が透明性が高まるのではないかというところではありましたので、業務規程の中でそういう契約解除の基準とかを明記すべきでないかというふうになっております。そうしますと、もしその基準に従う以上はわざわざ理事会の専決事項にする必要はないのではないかというところで、そういう基準以外の理由によって簡易確定手続、授権契約を解除するか授権を拒絶するかという場合について理事会の専決事項にしてはどうかと考えております。

次に、第3の5の経理的基礎のところ、前回の検討会で被害回復関係業務を遂行中に一時的に大きな費用を支出する場合について、この経理的基礎の要件を判断するにはどうしたらいいのだという御指摘がありましたので、これを踏まえて中段で加筆しております。

業務規程の関係では、11ページの7の「業務規程」の(1)のウになります。ここは前回の検討会で情報提供の記述について御議論があったところですが、その際、情報提供について、それが原則であるというふうに変えてほしいという御指摘がありましたが、原則であるとはまでは書けないところでしたので、「特定適格消費者団体は、対象消費者に対し、共通義務確認の訴えを提起したことなどの必要な情報の提供に努めることとされており」という条文の文言を加筆させていただく形にしました。

続きまして、その中で「なお」のところですが、前回の検討会で特定適格消費者団体には正確な情報を提供してほしいという御指摘がありましたので、そういう趣旨の加筆をさせていただいております。

続きまして、(2)の個人情報保護の関係についてです。前回の検討会でも個人情報については個人情報保護法に従って記述される必要があるということを書いてあるところでしたが、その際、本制度に基づいて事業者から提供された情報が流出した場合には当該事業者に対しても報告の措置をしてほしいという指摘がありました。個人情報保護法との関係でそこまでのことは個人情報保護法に書き込まれるというわけではないと思いますので、この部分についてはここで加筆させていただいております。

(3)イの「預り金専用口座の開設」のところになります。預り金専用口座の開設のところは、前回とは趣旨はほぼ変わっていないのですけれども、若干字句を修

正させていただいたというところになります。続きまして、エの「授権をした消費者への通知」は、消費者宛ての金銭を受領したときには消費者に通知しなければならないという話ですが、前回までの資料では、「なお」というところで「金銭の受領が特定の消費者に対するものとは考えられない場合には、消費者に通知する必要はないものと考えられる」というところについて、具体的にどういう場面が想定されているのだという御質問がありました。その後、消費者庁で考えてみたところ、そういう金銭の受領で特定の消費者に対するものとは考えられない場合というのは、具体的には想定できないということで、「なお」の部分は削除させていただいております。

大きな修正としてはそこまでです。

今のところについて和田委員からの質問が出ておりますので、その点について御紹介させていただきます。 は、業務委託については、「業務委託について、弁護士への委託とそれ以外の事務的な業務委託を分けて規律しているが、本来、団体として責任を持って遂行すべき業務を第三者に委託している以上、事務的な委託についても、同程度の監督規律が求められるはずである。その旨を反映した修正をお願いします」。

次に、 は、理事会の専決事項についてです。「授権拒絶が業務規程の基準以外の場合のみ理事会に諮る、という記述になっているが、基準に該当するか否かについて自体が団体側と対象消費者の間で認識の違いに基づくトラブルの原因になると思われるため、理事会が責任を持って判断すべきではないか」というのが指摘事項になります。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。大高委員、どうぞ。

大高委員 まず、7ページの2の(3)の「業務委託」のところですが、今回、理事会の専決事項の対象として切り分けをされて、弁護士に業務委託する場合、それ以外に分けられたという点に関しては、私は基本的に適切かなと思っております。というのは、和田委員からの御質問にもありますが、基本的に業務委託という概念自体が民法上の典型契約でもなくて、一体どこまでが業務委託、何をもちて業務委託になるのか非常にいろいろ議論のあり得るところかと思っております。そのことからすると、業務委託だから何でも理事会の専決事項だというのはやや乱暴かなというふうに思っております。特定適格消費者団体の業務の多くが法律事務に該当することですので、主たる業務というのは、委託するとすればやはり弁護士だろうと思っておりますので、そういう弁護士のみきっちりとした縛りをつける、慎重な手続を設けるということで十分ではないかというふうに思っております。

その専決事項の関係で、授権拒絶と解除に関して理事会の専決事項から外していただいた点については、私は評価したいと思います。やはり意思決定のスピードと

慎重な判断の確保というバランスを考える場合、消費者庁から御提案いただいたように、事前に一定の基準を作った上でそれにのっとって判断をする。それから外れたときのみ理事会の判断を仰ぐというのがバランスをとった形になっているのではないかというふうに思います。

もう一、二点、御指摘をさせていただきます。

一つは、業務委託の関係でも記載が入りました7ページの(3)の ですが、弁護士費用の個別の開示の問題であります。委託をした弁護士に支払った費用を開示するという趣旨と目的については十分理解するところでありますけれども、その必要性を踏まえても個別具体的に誰にいくら払ったかというところまで開示する必要はないのではないかというふうに考えております。というのは、もちろん委任をする弁護士のプライバシーの問題もありますし、その弁護士との間の信頼関係の維持が難しくなる面もあるのではないかと思います。弁護士というのはいろいろな依頼者からいろいろな依頼を受けるわけですが、ほかの依頼者に対していくらの報酬をもらっているかということは、基本的には信頼の維持のために話さないわけです。おそらくここで問題になっているのは、高い報酬をとった場合を主に念頭に置かれていたと思うのですが、受ける弁護士からすると安い報酬で受けているということも、これも自分の依頼者に知れるということは非常によろしく思わない弁護士もいるのではないかと思います。そうすると、場合によっては、こういう規定を入れた場合、消費者問題に精通した有能な弁護士が本当に十分に確保できるのかというようなことも心配するところです。また、個人に依頼する場合ではなくて、法人に対して受任をしてもらう、法人化している事務所に対して法人受任の場合は、そもそも厳密な意味での個別開示というのは難しくなってくると思います。

この議論というのは、上場会社の取締役の報酬の個別の開示の議論とある意味では非常に問題状況は似ているのかというふうに思います。今、上場会社の取締役の報酬に関しては、全面開示すべきという議論もあるところですが、現状は全面開示とはなっておらず、私の理解するところでは、個別開示は1億円以上の高額報酬をもらっている方に限られているというふうに理解をしております。

現在の適格消費者団体の監督の中でも、適格団体の支払い先のうち年間の支払い額上位5位まではたしか公表されているというふうに理解をしております。このように、もう既に多額のお金をもらっている方については公表するというシステムがあるところですので、この既存の制度に加えて、受任した弁護士名の開示等、総額の開示までされれば、十分に開示の目的というのは達しているのではないかというふうに考えております。むしろ弊害の方が強くなっていくのではないかと考えているところでもありますので、できれば再考いただければというふうに思っています。

もう一点だけお願いをしたいと思っております。

11ページの(1)のウの付随情報の提供に関して、前回私が申し上げた意見を踏



まえて冒頭に法の規程を明記していただいたことは、基本的な方向性を明示するものとして適切かと思えます。

一点さらに修文いただければと思うのは、情報提供を行うかどうかの考慮要素として、今、挙げていただく基準以外に提供しようとする情報の内容ということについても加えてはいかがかというふうに思っております。というのは、事業者の利益というのも配慮しつつ、全てでないにしても一定の情報を公表するということは十分あり得ることですし、これはまた適切だろうというふうに思っておりますので、この点は御検討いただければというふうに思えます。以上でございます。長くなりまして恐縮でした。

升田座長 ほかにございますでしょうか。どうぞ、川口委員。

川口委員 7ページからの(3)の「業務委託」のところですけども、事務的な業務以外の業務を第三者に委託する場合についてですが、この書きぶりですと、和田委員からの御指摘があったように、事務委託については管理しなくてもいいのではないかというふうに読めないとも限らないように思えますので、表現の仕方に工夫があってもいいのかなということを思いました。

それから、12ページからです。(3)のイの「預り金専用口座の開設」というところですけども、これも当然、金銭は特定性をもって保管する必要があるという、ここはいいのですが、「預り金専用の口座を開設するよう努めるものとする」という表現があって、ここは考え方としては原則開設すべきという考え方の方がいいのではないかと思うのです。「努めるものとする」ということは、しなくてもいいよというふうにも読めるようにも思えますので、もう少し強い書き方でもいいのではないかというふうに思えます。以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、渡部委員。

渡部委員 まず、業務委託の点については、和田委員、川口委員の御質問・御意見同様に、事務的な委託についても同程度の監督規律が妥当すると考えるべきであろうと思えますので、その点を反映すべきではないかと思えます。

それから、理事会の専決事項についてですけども、私も、大高委員同様、授權拒絶が業務規程以外の基準以外の場合のみ理事会に諮るというような記述になったことについては、評価をしたいと思います。和田委員から、これについてトラブルが起きるのではないかというような御指摘がございますけれども、この点については、この基準について最初の段階で十分に説明義務を果たすなどして、トラブルが起きないように何らかの措置を講じることで、ある程度対応できるのではないかと考えます。

それから、緊急やむを得ない場合には、理事会への事後的な報告ないし事後承認という形で、適正さを担保しつつ、対応するという方策もあり得るのではないかと思えますので、この点、御検討いただければと思えます。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、小浦委員。

小浦委員 私も 8 ページの 3 の「理事会の専決事項」の ( 1 ) のところで、今、おっしゃられたように、業務規程に定められた基準以外のことを簡易手続の授権又は訴訟の妥結を拒絶とか、解除の場合のみ専決事項にするという形に整理をしていただいているので、私も賛成をしたいと思います。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。榎本委員、どうぞ。

榎本委員 私は、事務的な業務委託を分けてやるということは、業務の関連性からして、これはあえて分ける必要があるのかと思うのと、あと、8 ページの ( 3 ) のところで、「被害回復関係業務の大半を第三者に委託する」とありますが、「大半」というのも、解釈によって違って来るかなということで、例示も含めて何か規程が必要かというふうに思っております。以上です。

升田座長 澤委員、どうぞ。

澤委員 まず、7 ページの ( 3 ) の「業務委託」の部分ですけれども、事務的な業務だからといって監督しないでもいいわけではないというのはおっしゃるとおりだと思います。ですので、そういった分け方はあるのかなと思っています。ちょっと表現の仕方を検討していただければ分けていただくのはいいと思っております。

ただ、それと関連して、8 ページの 3 の「理事会の専決事項」のところですが、弁護士に委託する場合を専決事項にされていらっしゃる。これは、弁護士に委託する場合が事務的ではないもので重要なものだとすることで挙げていらっしゃるのだと思いますけれども、弁護士ではないけれども重要な契約というものももちろんあるわけです。そこについて専決事項にするべきと思っております。

逆に、弁護士に委託する場合でもすごく重要でないものというのも論理的にはあり得るわけで、そういったときに本当に専決事項にするかということではないと思っております。ここは、例えば「被害回復関係業務の重要な一部を第三者に委託する場合」とか、そういった修正をしていただいた方がいいと考えております。

あと、先ほど大高委員からお話がありました弁護士の報酬を開示する、しないというところですが、御趣旨はすごくよく分かるのですが、ただ、基本的にはこの団体がどうやって弁護士の事務所を管理監督するかという問題かと思っております。そこを団体の方が何も情報をとらないというのはまずないと思っております。その先にさらに開示するかどうかの問題があるのだらうと。団体は全てを把握する必要はもちろんあると思います。それを開示するかどうかは、私は開示した方がいいと思いますけれども、開示しない方がいいとおっしゃる方もいるのも分かります。けれども、開示した方がいいと思うのは、やはり個別の報酬とかが開示されることによって、それが団体が管理しやすいということにもなりますし、事実的に報酬の額も決められるところがあると思いますので、それが不当に高くならないように、そ

ういった開示は必要と思っております。

どこまでを開示対象として、どこまでを開示対象としないかというところが一つあるのではないかと考えていて、例えば個別の金額は開示しないけれども、総額は開示します。ただ、どれだけ弁護士が働いたかというのは全て開示しますとか、そういった落としどころもあり得ると思います。

あと、今、弁護士の報酬のところ、あたかも公表されることが前提とお話ししましたけれども、多分そうなのだろうなと思っているのですが、このガイドライン上はそこまで明らかにはなっていないと考えていて、ほかの形で手当てされるのではないかと考えておりますので、その点について御説明いただければと思います。

以上です。

小田専門官 費用の開示の話です。そちらの方は、消費者契約法の関係の規律を変えまして開示されるという方向に持っていきたいと思っています。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、三木委員。

三木委員 私も業務委託のところなのですが、前回は結構書き加えられたところを、また今回すごく補足されたなと思います。7ページの(3)の委託に要する費用、弁護士さんの費用の開示に関しては、澤委員がおっしゃったように、どこまで開示するのかというのも関係するのかなとは思っておりますが、今のおっしゃっている消費法上の規定に基づいてということかとは思っています。

あと、の弁護士に対する委託に、これを限定されたことはこれですごくよかったのかなとは思っております。それは評価をしております。バランスのとれたような形で決定していただければと思います。

あと、8ページの「被害回復関係業務の大半を第三者に委託するような業務委託」。前回の「全てを一括して第三者に委託する」という表現から、「大半を」という表現に変わったところですが、「大半」についても、例示的なもの、分かりにくいのかも分かりませんので、例えばこういうものの例示的なものを書き加えられるのもいいのではないかと考えております。以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。私が余り差し挟むこともないのですが、榎本委員のおっしゃった大半というのは、確かにそのとおりなのですが、なかなか言葉が、それと例示といっても、努力はしてもらうにしても、なかなかそこだけで難しい問題がある。要するに、余り実質的に骨抜きにされるというようなことを回避したいということはあるだろうと思いますし、澤委員のおっしゃった、弁護士とそれ以外のところは、基本的に今回の業務というのが大体法律事務なのですね。ですから、それが前提になっていると、ほかの弁護士以外に法律事務を委託することはまた別の問題を発生させるということが背景事情にあって、それをトータルにすればどうかということはあるかなと思います。

先ほど、個々の弁護士の費用等の問題ですけれども、これは、もちろんいろいろ

な弁護士によってさまざまなやり方はあると思いますが、まず基本的には依頼者との関係では、個別に開示するというのが今は通常だろうと思います。そのときにもし依頼者の方が納得されなければ、証拠もあわせて提示しないとなかなか納得していただけないというような実務は前提としてあると思いますので、基本は個別の額その他について依頼者に対しては納得できるように説明するということが普通だろうと思います。それ以後の問題をどうするかということは、また検討課題だと思います。

そのほかいかがでしょうか。どうぞ、大高委員。

大高委員 今、座長からも御指摘があった弁護士報酬の開示の問題ですが、澤委員のおっしゃることは、私も前半部分はまさしくそのとおりだと思っていまして、団体が弁護士のことをきちんとコントロールする必要がある、また、報酬についてきちんと説明を受ける、これは大前提でありまして、そうやって団体が情報としてきちり得た上で、それをどこまでパブリックにするかという問題についてはまた別途の考慮が必要なのではないか、そういう趣旨で申し上げておりましたので、その点、念のため補足をしたいと思います。

升田座長 よろしゅうございますでしょうか。では、消費者庁の方から何かございますか。よろしいですか。それでは、引き続きまして資料1の第4及び第5の御説明をお願いいたします。

小田専門官 「第4 通知及び広告等」のところになります。

(2)の通知すべき事項の中で、前回の検討会で指摘があった事項で、「消費者に不利益が生じる可能性があること」というふうに加筆させていただいております。

そして、2つ以上の簡易確定手続申立団体がある場合についてです。前回までの検討会の資料では、2つ以上の団体がある場合に連名で通知を行うことが望ましくて、連名で通知が行える場合には他の団体についても通知することが望まれるという表現だったのですが、そこは「必要がある」に修正すべきでないかという指摘がありましたので、「必要がある」に修正しております。

「公告」のところも同様の修正をしております。

そして、4の「説明義務」のところになります。説明する方法として、前回まで4つのポツで書いてありましたが、今回も4つのポツで、少し記載を修正させていただいておりますが、内容的にはそう変化はないと考えているところになります。

そして、前回までの検討会のときには説明方法はどのようなものがあるかというところが議論の中心でしたけれども、ここについてポイントになるのは、分かりやすく説明するというところだろうという、これまでの検討会も当然そういう前提で議論してきたのだろうとは考えているところで、そこが取りまとめの文章の中に書いてありませんでしたので、「特定適格消費者団体は、上記の説明に際しては、図表を活用するなどして、消費者に対して分かりやすく説明する必要がある」ということ

を加筆させていただいています。

また、消費者が説明を聴いた後質問ができるよう問い合わせに対応する窓口を整備する必要があるということも加筆させていただいております。

「説明すべき内容」の中で前回までの仮差押えのことを書いてある部分、ここは表現として分かりづらかったので、それをちょっと書き下す形で修正させていただいております。

続きまして、第5の授権拒絶についてです。

前回の検討会で報酬費用を負担拒否する場合というところについて、適切な報酬費用という形に表現を加筆したらどうかという意見と、それには反対という意見があったところですので、消費者庁の方で折衷的に「本ガイドラインに適合する報酬及び費用の負担を拒否する場合」と修正させていただいております。第5までは以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点について御質問、御意見ございましたらお願いいたします。どうぞ、大高委員。

大高委員 まず、21ページの(3)の「簡易確定手続申立団体が通知する方法」の中に記載されているプライバシーの配慮の問題であります。今回「最大限」という表現が加わっております。これは、私の前回の意見を考慮していただいたものかと思いますが、私の前回の意見の趣旨は、プライバシー保護は大事で最大限配慮しなければいけないのですが、そのためにかえって通知の趣旨が損なわれてしまっは本末転倒ではないかという趣旨で申し上げたところです。ですので、この「最大限」という言葉を生かすのであれば、「通知の趣旨を損なわない範囲で最大限」というような形で修文いただければどうかというふうに思っております。

続いて、23ページから24ページにかけての4の説明義務のところでございます。

やはり今回の御提案も、人が直接やり取りできる状況で説明するというところに不必要にこだわっていらっしゃるように思います。確かに法の第32条の条文に「説明」という文言があるわけですが、この「説明」という文言はもう少し実質的に考えられてもいいのではないかと思います。前回申し上げましたが、テクノロジーが発達した現代においては、人による説明というものは必ずしもベストではないというふうに思うわけでして、そこにこだわって、この制度を少額事件の救済に役立てていくということはなかなか難しいのではないかと思います。

というのは、人による説明というのはどうしても経費がかかってくるものでありまして、かつ、請求額が少ないからといってやるが変わるわけではありませんから、経費削減できるものでもないからであります。後ほど報酬のところでも議論になりますが、特定適格消費者団体は積極的に少額事件に取り組むべきだという指摘をされながら、このような経費がかかる方法が原則だというのは、正反対のことを要求されているようにも思います。これは繰り返し述べてきたところですので、

なかなか修正は難しいところかもしれませんが、動画を閲覧して質問等に答える体制を整えておくとか、そういった形で説明としては足りるというような柔軟な考え方をできれば再検討いただきたいというふうに思うところです。

また、この例で挙がっている電話に関しては、現在、スカイプとかさまざまな代替的な会話手段がございますところですので、「電話等」という形に修正していただいたらいいのではないかとこのように思います。

あと、これは一点確認なのですが、24ページの(2)の上の最後のなお書きのところ、「説明を不要とする意思」となっていたものが、「書面の交付又は電磁的記録の提供のみで足りるとする意思」の確認という形に修正がされておりますが、これは、何か要求する確認の程度を実質的に変えられる趣旨なのか、そうではないのか、その点だけ一点確認をさせていただければと思います。

小田専門官 単に、その点については、言葉の裏表の関係で書き直した程度と考えております。

升田座長 どうぞ、大河内委員。

大河内委員 今のところなのですけれども、言葉の裏表だということであれば、例えばチェックリストをつくってチェックしてもらおうようなときに、口頭又は電話というような文言でやっても構わないというふうに思っているのでしょうか。この口頭又は電話による説明を不要としますかと、不要ですかとかそういうのから、ここでは書面交付又は電磁的記録の提供のみで足りるという言葉が裏表で同じ意味だというのは分かるのですけれども、それを具体的にウェブページのところでチェックしてもらおうようなとき、口頭の方が分かりやすいということで、そちらを使っても別に問題はないですか。

小田専門官 そういうふうに理解しております。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。小浦委員、どうぞ。

小浦委員 私も説明のところなのですけれども、方法として、やはり電話というものが何回も出てきているところが気になります。これまでの議論のところでも、電話が知らない番号からかかってきたときになかなか対応するという消費者が少なくなっている現状がありますので、先ほど大高委員の御意見の中にもありましたように、せめて「電話等」としていただくようお願いいたします。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、渡部委員。

渡部委員 説明方法について、「書面の交付又は電磁的記録の提供のみで足りるとする意思」の表明についてですけれども、明示的に表明するということですが、例えば、具体的にウェブサイトを開覧して「説明不要とします」をクリックするだけでいいのか、あるいは送られてきたメールに返信するだけでいいのか、あるいは、電話等口頭での確認を必要とするのか、そのあたりをどのようにお考えなのか御質問させていただきたいと思います。それから、もう一点、授權契約の拒絶、解除についてで

すけれども、先ほど業務規程のところでは基準を定めるということがありましたので、基準を定める際にはここに書いてあるような法第33条第1項及び第2項の「やむを得ない理由」でありますとか、第53条第4項及び第5項の「正当な理由」の具体的な内容を十分に反映する必要があるという旨を書いていたほうがよいと考えます。

升田座長 それでは、質問がありますのでお願いいたします。

小田専門官 そこについてはまだ消費者庁でそこまでは詰めていないのですけれども、渡部委員としてはそのあたりをどういうふうにしたらいいかという御意見がもしあれば、質問に質問で返して恐縮なのですけれども。

渡部委員 私としては、いちいち電話で必ず確認しなければいけない、というのでは大変だと思しますので、特に動画等を見た後には、説明義務は一応それで果たされたとして、チェックボックスにチェックすれば、それでいいのではないかと考えております。

加納課長 渡部委員から御意見をいただきましたけれども、ここは、どういう説明をすべきかということに関し、大高委員から御提案があって、いろいろと御意見も既にいただいているところではあります。消費者にいかに分かりやすく説明するかということで、できるだけ丁寧にやりましょうということについては、その方がいいのだということについては、皆さん共通認識があると思いますけれども、では、具体的にどうするのかということについては、さまざまな考え方があり得るところだというふうに思っております。今、チェックボックス方式というのが、確か私の記憶では澤委員もそういうふうに従来からおっしゃっていたところでありまして、そのあたりがこの検討会のコンセンサスなのかなというふうには私も思っておりますけれども、できましたら委員の方で、それでは十分でないとか、そういった見解もないのかどうかというところは、もし御意見があればお伺いしたいところであります。

升田座長 いきなり私が申し上げるのも何なのですけれども、説明の部分は、多分この制度が運用されるに当たってトラブルが発生する多そうな分野の一つだと推測されるわけですけれども、その場合に、説明をしたとかしないということが問題になったときに、説明をしたというのは明らかに団体の方で証明されないと後々難しい問題に発展するおそれがあると思うのです。ですから、今、おっしゃっていることは実体的な問題でそれはそれでいろいろ議論があると思うのですが、最終的には説明をして、かつ、消費者の方が理解をしたということを前提に考えないと、結局どういう制度をつくってもトラブルが多くなったときの負担というものを誰が負うかという、これは団体の方に行かざるを得ないということがありますので、その方法が簡易であるとかどうのこうのという議論以外にもう一つの考えるべき事情があるという気はいたします。

渡部委員 チェックボックス方式が難しいとすれば、ウェブページにリンクさせてメールを返送できるようにするシステムを整えるとか、口頭での説明は不要であるということをも明記された場合でも、問い合わせ窓口などを用意しておくことで、説明が必要な場合には常に対応できる態勢を採っているということを示しておけば、それで特に問題はないのではないかと考えます。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、小浦委員。

小浦委員 私も現実的なことを考えれば、今の御意見のとおりで、チェックボックスが一番現実的かなとも思いますけれども、今、お聞きしていて、メールもありだなというふうに思いました。とにかく、何かあった場合には団体がきちんと抗弁する担保として、意思表示されたものが手元にあるという管理をしておくことは大前提だと思いますので、今の方法で十分ではないかと思っております。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、三木委員。

三木委員 私の方も、これを分かりやすく説明していただくのが一番の前提なので、やはり余り経費がかからないような形、それは適格団体の方もそうだし、消費者の方も利便性があるような形の説明義務の対応ができればいいなと思っておりますので、電話のみだけでは大変な部分もありますので、先ほどのようなウェブサイトを利用するというのと、それから、渡部委員がおっしゃるようなチェックボックスの場合は、もちろんメールでの返信ができる問い合わせ先をちゃんと常設されて、何かあればお問い合わせに直接メールでの対応ができるような形をとればいいのではないかというふうに思っております。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。それでは、引き続きまして、資料1の第6以降の御説明をお願いしたいと思います。

小田専門官 まず、第6の「不利益処分等」のところになります。不利益処分の公表等に関しまして、従前資料から「認定取消し」のところが消えておりましたので、これを加筆しております。

そして、第7の会計の問題のところ、従前の資料では会計の基準となっておりましたけれども、基準という言葉を使ってしまうと二重基準に見えるのではないかという御指摘がありましたので、「会計の手引き」という形で修正させていただいております。

そして、第8の「報酬及び費用の基準」のところになります。ここについて、前回の検討会までは着手金として1万5,000円でどうかという御議論をさせていただきました。しかし、着手金というものについてはなかなか賛成が得られないというところでしたので、この資料を配付した段階では、中段ぐらいのところ、**「なお」**以下に**「消費者に対し通知し、消費者から授権を受けて債権届出を行うまでの一連の実費については、別途消費者の負担とすることが考えられる」**ということを記載させていただきました。ただ、その資料に基づいて委員の方々に説明に回っている



間に、委員の方々からいろいろな意見が出たところになります。例えば、今の表現だと説明会が入っていないけれども、説明会の費用はどうなるのだという指摘がありまして、説明会の費用が含まれるとしたら、仮に「通知し」となっていますが、通知する前の説明会があった場合、その説明会の費用はどうなるのだというところとか、また、今の表現ですと一連の実費というふうで団体の職員の労務費的などところは考えないというふうな形になっておりますが、仮に派遣職員を雇った場合について、それは費用となるのではないかというふうな指摘がありまして、そうすると、そもそも一段階目の費用についてはどうなるのかという御指摘がありましたので、ここについては、きょう、皆様からいろいろ御意見が出そうなところですので、急遽、「補足説明」というペーパーを机上に配付させていただいております。その補足説明のペーパーについて御議論いただければと考えているところになります。

補足説明のペーパーを読み上げさせていただきますと、裁判の結果、回収額が極めて低額またはゼロとなる場合も考えられないわけではない。その場合、発生した費用を誰が負担するのかという問題がある。従来は、「簡易確定手続の着手金等」で記述しておりましたが、今回は1の「簡易確定手続の報酬及び費用の基準」の中で記述しております。

消費者が授権を行うまでに発生した費用、つまり、「第一段階から第二段階の債権届出までに要した費用」については、「訴訟を容易に行うことができることになるという便益」を享受することとなる「参加消費者全体」の負担とすることが考えられるのではないか。

一方、「その後に発生した費用・報酬」については、消費者の利益の擁護という本制度の趣旨を踏まえれば、少なくとも回収額の過半（50%超）は「参加消費者」の取戻分とすることが妥当であり、「参加消費者」は回収額の50%未満の範囲で「その後に発生した費用・報酬」を負担することになる。回収額がゼロの場合には、「参加消費者」は、「その後に発生した費用・報酬」については負担しないこととなります。

以上を踏まえれば、特定適格消費者団体においては、消費者が授権を行うか否かを判断するに際して、「第一段階から第二段階の債権届出までに要した費用」に係る負担額を消費者に提示することとし、あわせて、「回収見込額」、「回収額の50%超が消費者の取戻分となること」、「事案規模など消費者の取戻割合についての考え方及び、該当事案での取戻割合の見込み」、「回収額がゼロとなっても追加負担は生じないこと」を説明することが適当ではないか。なお、特定適格消費者団体は、授権のあった消費者に対して、当該団体の判断により、授権を受けた時点における「第一段階から第二段階の債権届出までに要した費用」に係る負担額を徴収することが考えられるということで、これをたたき台で御議論いただければと考えているところになります。

そのほかの追記部分になりまして、「ただし、特定適格消費者団体は」から始まる段落のところで、適切な報酬及び費用の考慮要素として、前回の検討会で事案の難易も加味してはどうかというところがありましたので、それを加筆させていただいております。

そして、28ページの一番下から2行目の「個々の消費者の回収額が多額な事件や」というところの加筆についてです。これは、報酬について議論した第7回の検討会の際に、こういう「個々の消費者の回収額が多額な事件や手続に参加する消費者が多い事件においても回収額の半分に近い額を報酬及び費用として消費者に求めることは適切ではなく、個々の消費者の回収額が多額になる、又は手続に参加する消費者が多くなるに従って、消費者の取戻分を増加させることが必要である」というようなところで大まかにコンセンサスを得られたかなというところがありましたので、こういうところをまず加筆いたしました。

そして、ここのところは最終的には認定要件になりますので、認定要件との関係で団体の方でどういうふうにしていただかなければならないのかという問題がありますので、29ページの「こうしたことから」から始まるところで加筆をしております。「こうしたことから、特定適格消費者団体は、業務規程の『報酬及び費用に関する事項』において、消費者の取戻分の割合を、『個々の消費者の回収額が多額になる、又は手続に参加する消費者が多くなるに従って消費者の取戻分が増加する』との考えにのっとり、いくつかの区分を設け、具体的に明記する必要がある」と加筆させていただきました。ただ、ここで具体的に明記する必要があるというところで書いてありますけれども、この検討会でもなかなか費用のシミュレーションが難しいところがありましたので、どこまで明記するかというのは若干難しい問題があるのかというところを考えていまして、それほどかちつしたもまでは求める趣旨ではない、そういうふうに御理解いただければというふうに思っています。

その後の事件の内容とか事件の選定状況というところを加筆させていただいておりますが、今の50%という枠の中ですと、団体の方である程度適切な範囲であれば設定できるという形になっていまして、そうすると団体の方でもうかる事件だけはやってしまうという可能性がないではないというところがありますので、事件の選定状況等についても消費者庁の方で適切に監督していきたい、そういうことを書いてあるところになります。

続きまして、「おわりに」の部分になります。前回の検討会でガイドライン自体についても見直しが必要ではないかというところがありますので、「なお」以下でガイドラインの見直しについても加筆させていただきました。

また、末尾の部分で今後の取り組みのところで全部の委員から支援が必要であるという意見ではないようでしたので、委員からはそういう意見も出されたという形で修正させていただいているところになります。以上になります。

升田座長 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました点につきまして御質問、御意見などございましたらお願いいたします。どうぞ、大河内委員。

大河内委員 追加の御説明もありがとうございます。いろいろ言われたとおっしゃっていましたが、私も幾つか質問があります。この50%のところなのですから、この中に、まず、この前も質問が出ていたと思うのですけれども、消費税をどういうふうに位置づけていらっしゃるのかをお聞かせください。

小田専門官 一応、50%の枠内で消費税をとっていただきたいというふうに考えているところになります。なぜかといいますと、今、こちらで考えているのは50%を超えてしまったら制度自体が誰のものか分からないというところがあって50%という枠をしていますので、消費税をとっても50%を超えてはならないというふうに考えているところになります。

大河内委員 そうすると、これから消費税が予測としても決まりとしても上がっていく場合に、消費税が上がれば、その分は団体の方がかぶるということなのですね。

小田専門官 今の整理ではそうです。

大河内委員 補足のご説明があったのですが、なぜ着手金のところがすっぱり抜けて、28ページの「なお、消費者に対し通知し」から始まる一文が追加されているということの理由が理解できなかったのでお聞きしようと思っていました。いま補足の説明をお聞きしたところ、急なので、よく理解できないところがあります。というのは、この後に費用の回収ができない可能性についても書いてありますが、団体の運営が成立つ制度としなければ、消費者被害の救済も行われれないという、着手金の考え方があったかと思えます。前回、着手金上限が1万5,000円となっていましたが、上限ということであれば1万5,000円でなくても、事案によっては高めの設定でもかまわないのではないかと。上限なしということではないにしても、緩やかな幅をもたせ、団体が選べるようにしたらどうかと考えていたので、着手金が抜けてしまって納得がいかない気持ちです。

それから、先ほどのご説明にもある、団体の方が取戻分の割合をアバウトとはいえず示すというところは、去年、A案、B案及びC案というシミュレーションが示されたとき、どれも納得がいかないというか、上手く当てはまらない。少額の訴訟に関しては回収した金額の95%を団体の取分としても、赤字というシミュレーションが出ていて、具体的に明記する割合を示すというのはとても大変ではないかということでした。その際、どんな事案があるかが分からないうちに費用の割合を考えることは難しい、ということだったかと思えます。それがアバウトとはいえ、団体から消費者へ示せというのは難しい要求ではないかと思えます。

もう一つ、被害回復業務関係を事案ごとに収支を明らかにするという点ですが、事案ごとの収支は必要だとは思いますが、しかし低額で赤字事案であっても、50%未

満でやっていく。そうすると、収支の中で報酬を得て、それを赤字分に充てていくというような感じでないと低額事案に取り組めないという考え方ですよね。それを全部明らかにしていくと、これは一消費者の方からの意見ですが、ある場合は50%を取り戻す以上に団体にお金が入るし、低額事案については、団体は赤字だけれどと差が出ることになります。一人一人の事案に関わる消費者にしてみると、それが明らかになって納得できるのかな、と考えます。個別に収支を明らかにするといことをどこまで、公開するのか、帳簿があり、消費者庁のところで明らかになっていればそれでいいのか、そのあたりはどういうふうにお考えなのかお聞きしたいです。

升田座長 着手金のところはほかの委員からも御意見があるかと思しますので、その点はちょっと置きまして、今の最後の点ですね、お願いいたします。

小田専門官 今回の点については、正直そこまで考えてはなかったもので、こちらで検討したいと思います。

升田座長 そのほかの委員の方はいかがでしょうか。それでは、小浦委員。

小浦委員 今回の着手金のところの記述がざくっと削られて違う提案になっているのですが、検討会のところで特段賛成の意見がなかったからというふうに小田専門官もおっしゃられましたけれども、特段反対でもなかったので私も発言しなかったのは申しわけないなと思っておりますけれども、一たんは着手金の上限の1万5,000円が高いのだから低いのだからというところは、またそれからの議論になるのかなと思っております。着手金のところに関しては、おおむね皆さん賛成だったような感触は持っているのです。このところはどのように形になったのか、できれば説明していただきたいと思っております。

それから、29ページの上から3行目のところの業務規程、これから特定認定を受けるに当たっては具体的にいくらいくらと取り分を明記するように、アバウトでもいいというふうにおっしゃいましたけれども、これからスタートする制度ですので、いくつかの区分を設け具体的に明記するというのは、団体にとってはなかなか難しいことのように思いますが。

升田座長 まず、審議官からどうぞ。

服部審議官 従前は着手金として書かせていただいたが、今回は費用及び報酬のところで書かせていただいたという、考え方を御説明させていただきたいと思えます。

まず、着手金ということを従来記述していたのは、補足でも書かせていただいていたのですが、回収額が極めて低額又はゼロとなる場合、これについて誰が費用を負担するのか。そこについての議論というのが、我々自身あまり考え方を整理ができない中で、それは着手金ですとストレートに書いていたのですが、費用の負担の仕方について、そこはよく考えてみる必要があるのかなと。

時系列的に消費者の視点で整理してみたものが補足の説明でありまして、回収額がゼロの場合、低額の場合であっても、その負担は誰がするのかということに関し

て考えれば、一段階目から二段階目の債権届出、ここはまさに消費者が参加するかしないか、これについて決定する。その際に考慮すべきことというのは、どれぐらい費用がかかって、どれぐらい回収できるのか、そこで考える。そこで判断してもらおう話なのかなと。ですから、そこまでかかった費用についてはいくらかかりますので、参加しますか、しませんか。そこで高いということであれば、参加しない。自分の回収が見込めるということであれば参加する。その範囲の中で判断していただければいい話であって、それを着手金というまた別の次元で話をしなくても、この二段目の段階に入るかどうかという中で御判断していただいてもいいのかなという整理をして、皆さんに意見をお伺いできればということで、今回、まずは着手金という、次のステップのところまで行かずに、まず手前のところで議論していただきたいということで御提案というのをさせていただいた次第です。

升田座長 加えますと、前回まで着手金という言葉に対して非常に趣旨が曖昧であるというような御意見もいろいろあったということも背景にあると思いますけれども、そのほかの委員の方はいかがでしょうか。大高委員、どうぞ。

大高委員 私からも報酬及び費用の基準について何点が意見を申し上げたいと思います。

前回の取りまとめ案と比較して大きく2点変更されたのかなと理解をしております。一つは、まず、団体の報酬額について、回収額の50%を超えない範囲で団体の判断に任せるという点について一定の説明が加えられたという点と、今、審議官からもありましたように、着手金に関する記述が全面的に変更されたという点かと思えます。

まず、後者の着手金の点に関しては、これまでも私の方からも繰り返し申し上げたとおり、対象消費者から授権を義務付けられている特定適格団体においては、やはり結果いかににかかわらず最低限の費用というものをカバーできるようにすることは、この制度を持続的に運用していくという観点から非常に重要なことだというふうに思っております。もともと当初お配りいただいた文書では、着手金から一連の実費という言い方に変わったわけなのですが、これがどういう範囲になるのかというのを疑問に思っておりましたところ、本日、補足説明ということでその趣旨等を説明いただきまして、また、今、審議官からも御説明をいただきました。

私もこれは今日初めて読んだところで、あくまでファーストインプレッションではありますけれども、もともと私も着手金という議論については、弁護士費用でいうところの着手金とやや色合いの違うところがあるのかなと。弁護士業務での着手金というのは、あくまで報酬の前金としていただくものですが、これまでの特定適格消費者団体の報酬のところ議論した着手金というのは、いわゆる弁護士業務による着手金と大分色合いは違うのかなと。むしろ、ある意味では最低限の実費の補填的な性格のものとして議論をされてきたように思いますので、そういった意味で着手金という概念から離れて、ある意味では債権届出までに団体が現実に要

した実費というものを透明性のある形で対象消費者に負担をしてもらうというやり方、それを上限として負担をしてもらうという考え方については、団体の最低限の費用を確保するという考え方と消費者の理解を得ていくという考え方を、ある意味ではバランスをとる一つの方法ではないかというふうに思っております。基本的な方向性としては違和感がないかなというふうに思っているところです。

前者の50%以下で団体の判断に任せるという点についていくつか加筆がされた点につきましてですが、28ページから29ページにかけての修文でありますけれども、この点については前回の検討会では余り意見が出てこなかったところかなと思っておりまして、このような加筆が加えられていた理由がやや分からないところもあったのですが、先ほどの説明も踏まえまして、おそらく、どんな案件であっても常に5割まではとれるというわけではありませんよという点、これはもちろん委員の間でもコンセンサスがある点ではないかというふうに思いますが、この点を念のため付記したのかなというふうに理解をしております。

しかし、それであれば、29ページの2から3行目にかけての「消費者の取戻分を増加させることが必要である」というところまでで十分でありまして、その後の「こうしたことから」以下の記述は、やや筆が走っているのではないかというふうに思っております。既に何人かの委員の方からも御指摘がありましたように、昨年秋の3回にわたる報酬における議論で、少なくとも制度施行前の現時点で様々な事案が想定される中で、回収額とか授権者数だけをマトリックスとして制度を回していけるような適正な報酬額というものをあらかじめ決めておくということは、簡単なように見えて実は結構難しい作業だということが明らかになってきたように思っています。

そういった議論の経過を踏まえまして、そういった回収額とか授権者数によって区分をした報酬規程を定めることが当然に必要なかのような今の書きぶりというのは必ずしも適当ではないのかと思っております。

今、小田専門官からそういったかちとしたものを求めるものではないという補足説明もございましたけれども、今の書きぶりのままではそれが当然にやらなければいけないというふうに読める部分もありますので、しかるべく御修文いただきたいと思っております。

具体的には、例えば、29ページの6行目の「考えにのっとり」の後について、例えば、個別の案件に要すると想定される経費から具体的に報酬額を算定する方法や、あらかじめいくつかの区分を設ける方法などを具体的に明記する必要があるというように形で、区分を分ける方法を一つの例というのですか、これだけではないよと、区分に分ける方法ができればそれにこしたことはないし、将来、一定の事案が集積されてくれば適切な区分を設けて定めるということも十分あり得ると思うのですが、だから、そういう意味では区分という考え方を全面的に排除する必要までない

と思いますけれども、ただ、現時点ではそれが唯一の方法であるかのように読めるような書きぶりは好ましくないのではないかというふうには思っております。その点は、表現の仕方については一度また内部で御検討いただければと思います。

もう一点だけ申し上げさせてください。前提となっている考え方なのですが、こちらの方で、今、29ページの4行目からですが、「個々の消費者の回収額が多額になる、又は手続に参加する消費者が多くなるに従って消費者の取戻分が増加する」との考え方が書かれていまして、一見正しいように思うのですがけれども、ただ、例えば回収額が多額であっても授権者数が少ない場合であれば赤字になる場合もあります。また、回収額がそもそもわずかな場合であれば、授権者数がふえても黒字になるどころか赤字がふえる場合というものも想定されるのかなと思っております、そういう意味で、今のような書き方はややミスリーディングではないかと思っております。具体的に書くとすれば、「または」ではなくて「かつ」というような形で結んでいただくとか、そういった形でちょっと御工夫をいただければと思います。

また、そういった必ずしも多額になる、参加者が増える、当然に取戻分が増えるわけではないというところがありますので、こういう形で書くのであれば、団体自身の報酬規程の中にも一定の例外規程を置くことも可能とするような余地というものも設けていただいているのではないかというふうに思います。

いずれにせよ、前回までの議論を踏まえてもう少し修文をしていただければと思いますので、御検討をお願いいたします。以上です。

升田座長 澤委員、どうぞ。

澤委員 まず、簡単なところから申し上げたいのですが、28ページの下から3行目のところに「少額事件に積極的に取組み」というのを追加していただいております。これは積極的に取り組んでいただくよう求めるのはいいことかなと思っておりますが、ここは報酬をできる限り抑えていきましょうという文脈の中で書かれている話です。一方で「少額事件に積極的に取組み」というのは、報酬を多額にしていくような流れの文章かと思っております。ですから、ここの「少額事件に積極的に取組み」というところは削除していただいて、その文章の最後のあたりに「一方で少額事件にも積極的に取り組むべきである」という形にした方がいいと思っております。

あと、その流れで次のページの「個々の消費者の回収額が多額になる、又は手続に参加する消費者が多くなるに従って消費者の取戻分が増加する」というところですが、一見して私はすぐに理解できなかったのもうちょっと分かりやすく記載していただいた方がいいのではないかと思っております。個々の消費者の回収額が多額になるに従って消費者の取戻分が増加するという点は、取戻額というよりは、ここは取戻しの割合の話をしてもらいたいかなと思います。ですので、括弧して「(割合)」とかそういう形でもいいと思うのですが、御修正いただいた方がいいと思います。

それで、メインの論点の着手金のところなのですけれども、28ページの「なお、消費者に対し通知し」から始まる一文ですが、実費について求めるというのは相当と、消費者に何も負担がないでいいという話にはならないと思っております。ただ、大高委員からも御指摘ありましたけれども、では、実費の範囲というのはどこまでなのだというのがよく分からなくなっています。例えば一段階目の部分で弁護士に委託している場合というのも、これは団体の外で負担しているという意味では実費になってくると思います。そうすると、その実費の部分というのは結構大きな金額になってくると思います。そうした場合に50%の中で着手的な部分を負担していいのか、外で負担していいのかというのが分からなかったのですが、前回の1万5,000円の部分は外で負担してもいいという話と同じだとすると、ちょっと金額が大きくなってしまわないか。先ほど、団体側が電話しないでいいとかそういったところとも関わってきて、オレオレ詐欺とかに使われてしまったら、これもかなり問題かなというふうに思ったのです。要するに、電話しないでよくて、手紙だけでやって発送して、こういう事件をやるから着手金としてこれだけ払ってくれというような話で何かお金を集めるような人たちが出てきたら、それはそれで困るだろうというふうに思うので、ここの金額の部分についてはできる限り小さくした方がいいのではないかと思います。したがって、金額はできるだけ小さくして、前回の1万5,000円というのは明確なところで、割と分かりやすくよかったのではないのかというのが、今、私が思っているところです。

以上です。

升田座長 そのほかいかがでしょうか。どうぞ、川口委員。

川口委員 補足説明の実費を見積もって、その費用を負担していただくという考え方ののですけれども、これを説明している段階で対象消費者の数が分かりませんよね。そうすると、いったい一人当たりの金額はいくらになるのかという、実務的にどういう計算をするのかというところが疑問に思いましたので、その点、御説明をお願いしたいと思います。

小田専門官 今、川口委員から御指摘ありましたとおり、最初の授権者のときには多分授権者数というのは確定していないので、そこについては概算で除して、あとは人数が実際少なくてもそれ以上は負担を求めない、そういう形になるのではないかとこのように考えております。

升田座長 よろしいですか。それでは、三木委員、どうぞ。

三木委員 報酬のところでは着手金が一連の実費になったという、それは考え方によっては妥当なのかなと思います。ただ、一段階目、二段階目も含めた形の一連の実費という表現だったら、最初の段階では、多分どれだけの方が手を挙げられるのかも分からないし、その辺の費用の実費を、実費といってもどこまでを本当に実費とするのかは難しいだろうなと。先ほどの報酬の消費税の内税か外税かの問題もあり



ますし、あと、この中で少額事件に積極的に取り組む、もちろんお金のもうかる事件ばかりはしないというふうな書きぶりですが、実際を考えれば、一連の訴訟をされるケースというのは少額事件が主であろうとなったときに、実際に50%の報酬というのは高額な事案、もうかるような事案をしてこそ低額事件に対しての余剰として残せるのかも分からないですが、現実にはそういうものは少ないので、ほとんど低額で適格団体の方に負担がかかるようなケースが多いのではないかと思いますので、その分を含めて実費の部分をもう少し分かりやすく明記されたらいいのかなと思っております。

いろいろなところで報酬のところもどこまで明記するかというのは今の段階では決定をしにくいとおっしゃっているのですけれども、できるだけ分かりやすく、今の段階でできることをしていただければと思っております。

升田座長 今、実費の話が出ていて分かりにくいということなのですけれども、いずれにしても、今回の団体の業務というのは必ずしも弁護士と全部同じというわけではないのですけれども、ただ、今まで一番経験が深いのは弁護士の事件の受任のところだと思いますし、それを前提にすれば、きちんと報酬及び費用については説明をし、納得していただいて、納得した方について委任契約を締結する、こういうことになっているわけです。

実費のところは何が実費かというのは、弁護士の場合にも全ての弁護士が全員同じ意見だとは必ずしも言えないとは思いますが、従来はおおむね一致するというか、おおむねですけれどもあったと思うのです。ただ、それが今回、どういう費用を請求できるかとか、将来、人数が不確定だとかいろいろなことで分かりにくいとしても、しかし、それは弁護士がそういう事件を受けるとなれば、可能な限り説明をするというのが当然だとみんなは考えているだろうと思うのです。ですから、それを前提に委任契約書にその条項を定めるということだと思います。

先ほどおっしゃった電話代なんかについても、本当に事務処理に必要なものは請求してもいいと思いますし、実際に私の見聞した範囲では、いついつ何分何分まで何分間電話したとかファックスをしたとか、そういうことで請求している例もあるやに聞いていますけれども、しかし、それを請求しない人もいます。ですから、契約書にきちんと書いて、その範囲で費用としてこういうものを請求できるというぐあいに書いてあって、それ以外にもし費用がかかったとしても、それは契約書上、請求するのはいかがかといった運用もされていることは事実でありますので、今回、人数がどうなるかわからないというようないろいろな不確定事情があるにしても、それを前提に説明をせざるを得ない。後でどうやって精算するかというのは、それはきちんと説明した上で後で合意に基づいて精算する。多分、法的には極めて明快だと思うのですが、実際にそれがなかなか難しいという事情をどうするかというのは今後検討課題だと思いますし、いくら最初の事件でそれが分からないといっても、

それは仕方のないことで、それはそれなりに考えながら提示をするということにせざるを得ないのだろうと思います。

そのほかに何か御意見ございましたらお願いいたします。

大高委員、どうぞ。

大高委員 先ほど澤委員から御指摘があった実費の範囲の点なのですが、確かにどの範囲までかというのは一つの議論かと思うのですが、私が弁護士だからというわけではないのですけれども、第一段階の弁護士費用も含めて考えていいのだろうというふうに思っています。というのは、まさしく、一人ではなかなか起こせない裁判を団体がかかってやってくれるというところに一番のメリットがあるわけですから、そこに要した経費というものは皆さんで応分に負担をしていただくというのは必ずしもおかしい考えではないだろうと。おそらく一人だったら頼めないものを100人とか1,000人という被害者皆で頼んだら頼めるよねという発想だと思いますので、おかしくないとは思っています。

ただ、そういう客観的な形でかかった実費を計算していくと、少額事件では計算上計算した一人当たりの実費の額というのが、請求額の割合から見ると結構な割合になる場合というのも確かに計算上はあり得るとは思います。ただ、そういったことがあったとしても、計算上とれるからといって団体が仮にその金額を授權に当たって必要なお金ということで設定をすれば、おそらく授權する人が本当にいなくなる、ゼロかわずかな人数になってしまって、逆に団体は費用の取り戻しができなくなるということになりますので、おそらくおのずからバランスをとった実費負担額を団体は定めていくことになるのだろうというふうに思います。そういう意味で、ある意味では市場原理が働く場面でもあるかと思しますので、そこは必要以上に懸念することはないというのが、私の今日の議論を聞いていて思った感想です。

あと一点、先ほど意見を申し上げ忘れたのですが、消費税の件で一言申し上げておきたいと思います。

先ほど、50%の中で消費税も含んで考えていただきたいというお話があって、確かに分からないわけでもないのですけれども、今の税率8%を踏まえれば、まあまあそういうこともあるのかと思うのですが、今後、おそらく上がることはあっても下がることがないという、長期的に言えば、場合によってはヨーロッパ諸国のように2割近い消費税が設定されていくということも遠い将来にはあるかもしれないという中で、引き続き5割以下という考え方を維持するのかどうか、そこは非常に疑問に思っております。そういったことは将来の変動も踏まえて、社会情勢や経済情勢の変動を踏まえて、そこはまた必要に応じて見直すということなのかどうか、そこだけを確認しておきたいと思います。

升田座長 最後の点につきましてお願いします。

小田専門官 そもそもガイドラインや報酬の部分は見直すということが取りまとめに入

る予定ですので、当然見直すことはあり得るかと思えます。

升田座長 ほかに。小浦委員、どうぞ。

小浦委員 先ほどは服部審議官、お答えいただきありがとうございました。時系列で考えていかれたということを経済まで理解できずに申しわけありませんでした。別に着し金という言葉にこだわっていたわけではありませんで、ここの報告書の内容が変ったことをお聞きしたかったので、十分理解できました。

最後のところで、今も十分議論されていましてけれども、実費の費用として請求できるということ、それでいいのではないかと考えております。

消費税のところ、私も聞こうと思っていたところなのですが、ここでは確認ですけども、最終的に内税にするのか外税にするのかというところの話は検討の対象外なんでしょうか。消費者として言うのも何なのですが、やはり内税にして過半は手元に戻ってくる方がうれしいのですけれども、世の中、今のいろいろな状況からいいますと外税の方が、50%これだけは戻りますけれども、それに別途消費税がかかりますという方が分かりやすいですし、今後もまた税率も変わっていくことも決まっておりますので、私の意見としてはそういうふうを考えております。時間もないうちですので、別のことも今申し上げてよろしいでしょうか。

升田座長 どうぞ。

小浦委員 「おわりに」のところなのですが、31ページです。最後の段落のところですが、下から2行目のところ。「財政面・情報面の支援が必要であるという意見も」と「が」が「も」に変わっておりますが、私はここは「が」のままやっていただきたいと思っております。「も」というと、そのほかにどんな意見が、別に反対の意見もございませんでしたし、やはりここは「が」というふうにしていただき、それから、施行に向けての検討はいつごろからどのくらいをめぐりにやっていくかということもできれば書き加えていただいた方がいいのではないかといいうちと思っております。以上です。

升田座長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、三木委員。

三木委員 私も「おわりに」のところなのですが、「意見も」か「が」はどちらでもいいと思っておりますが、多分、これの取りまとめをされた後にこれから法案にするためのパブリックコメントをする前の段階で、それまでに検討はされるのだろうと思うのですが、その辺のところをお聞きしたいと思っております。財政とかの支援のところですが、それをどの段階でされるのか確認したいと思えます。

小田専門官 「支援が必要である」とか、「これらを踏まえた取組が求められる」というところですが、こちらについては法の施行前から消費者庁において取り組むことができるものについては順次取り組んでいきたいと考えているところになります。

升田座長 よろしゅうございますでしょうか。どうぞ、澤委員。

澤委員 前提として話してしまっで済みませんで。まず、御質問なのですが、先ほ

どの着手金の部分は50%の外か内かというところどちらになるのですか。

小田専門官 外です。

澤委員 外でという前提に立った上で、先ほども弁護士報酬とかを外でとれるという話にしてしまいますと、結局、この間のシミュレーションのところ結構大きなところというのは、第一段階の弁護士報酬の部分だったりするわけで、そうすると回収額の95%を報酬とするというのと変わらなくなってしまうと思っています。それは我々が検討してきた中でそこに落ち着けてもいいと思って検討してきたわけではないです。やはりこの実費という部分のところをもうちょっとはっきりとさせていただかないといけないのかなと。

先ほど川口委員から、もともとの部分が分からなくて、人数が分からないと何人で割ったらいいか分からないという御意見を出されました。私がもともとイメージしていたのは、消費者一人が参加するに当たって追加的に発生するコストというのがあると思うのですが、その部分は割と実費という部分ともかなり近いとっていて、要するに、私がイメージしていた実費というのは郵便切手とか印紙とか、そういう費用とっていました。ですので、何か追加的に発生するコストみたいなイメージでここを書いていただくのも一つありなのではないかと思いました。

以上です。

升田座長 消費者庁の方から何かございますか。よろしいですか。それでは、きょうも参考人がお二人おいでですので、若干ではありますけれども、御発言がございましたらお願いしたいと思います。磯辺参考人。

磯辺参考人 一つは、消費税を費用報酬の50%未満の内なのか外なのかという議論でいくと、やはり私は外であるべきだというふうに思ってお話を聞いておりました。それは、やはり消費税の転嫁の容易さ、転嫁は本来消費者にさせていただかないといけない、負担していただかないといけないものです。それと費用報酬の考え方というのは切り分けて設定をして、消費税が増税になるたびにこの指針を見直すというふうな必要はないようにしておく方が適切ではないかということでございます。

それと、費用報酬の着手金と申しますか、一段階目に発生した費用及び第二段階の債権届出までに要した費用については、きょう、補足説明で御提案をいただいた内容でぜひ具体化を進めていただければという、これは要望になります。

以上です。

升田座長 ありがとうございます。伊藤参考人、どうぞ。

伊藤参考人 私も消費税の点につきましては、外でというふうにしておかないと、単純に消費税が上がったときに支払い、手取りというか、団体に入ってくる実際のお金が減るといってもありますけれども、団体が払う費用に消費税がかかってきますから、ダブルパンチになってしまいます。そのため、それを団体が負担すべきという考え方では厳しいと思います。また、その都度変えていくということよりは、はっ

きりと外だというふうになっていた方が実務的にやりやすいのかなと思います。

あと、やはり考え方として、一つ一つの個別の案件、いろいろな報酬費用の考え方がありますがけれども、全体の報酬につきましても、それから、初めに消費者が参加するために負担をいただく費用につきましても、裁量の範囲内でやるとしても、結局は消費者の納得の得られる設定をしなければ参加をしていただけない、消費者の方の納得を得られないとそもそも参加をしてもらうことはできませんので、おのずと適切な金額になっていくと考えられます。そういうところに任せていただかず、あまりがちがちにしてしまうと困ったことになってしまうかなと。また、他の案件で赤字が出たり、回収できなかった方の費用を他の方でカバーするという考え方も、必ずしも他の案件で赤字をカバーするということができるような案件がいつ出てくるかも分からないところがありますので、そういうリスクを負うような形で団体を取り組んでいくというのは、相当覚悟が要るということになってきますので、個別の案件ごとに適正に取り組めるような形は考えていく必要があるのだろうというふうに思います。そういう意味では、個別に考えていくということ、余りあらかじめ区分を決めてしまうということは避けていく必要があるだろうというふうに思います。以上です。

升田座長 ありがとうございます。次回はいよいよ最後になりますけれども、本日、検討事項とさせていただきました点については、このあたりとさせていただきますけれども、次回の検討会までに本日いただきました御意見を踏まえて、消費者庁におかれまして報告書案の作成をお願いしたいと思いますけれども、最後に連絡事項等がございましたらお願いいたします。

加納課長 本日もどうもありがとうございました。やはり報酬・費用のところが一番難しく、ここは、今日、ある程度考え方は、案ということで補足説明も含めて整理をさせていただきましたが、皆さんの御意見を踏まえてもう一回考えを整理しないといけないのかなという気がいたしましたので、そこは消費者庁の方で検討をいたします。その上で、委員の方にはなるべく早目に御相談をするなり工夫をしたいというふうに思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

次回検討会でございますけれども、今月23日(月)14時からというふうに予定をしております、取りまとめの3回目ということでございます。会場は決まり次第、御連絡いたします。私どもの方は以上でございます。

升田座長 ありがとうございます。いよいよ次回が最終回ということになりまして、ほぼ1年近くにわたりましていろいろ御意見をいただきましたけれども、取りまとめをまとめるということでありますので、いろいろ事前にお話しいただくなりなんなりしまして、次回、できるだけ円滑に進めてまいりたいと思いますけれども、委員の方にもぜひ御協力をお願いしたいと思います。

本日はこれで閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上